

# 国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会（第十四回） 議 事 要 旨

1. 日時：平成20年5月29日（木）、10：00～12：00
2. 場所：総務省10階 1002会議室
3. 出席者：（委員）塩野宏（座長）、内山英世、角紀代恵、阪田雅裕、森戸英幸、  
柳瀬康治、山本隆司（敬称略、五十音順）  
（総務省）藤井人事・恩給局長、阪本人事・恩給局次長、田家総務課長、  
中島参事官

## 4. 議事次第

- (1) 開会
- (2) 報告書（案）に関する議論
- (3) その他
- (4) 閉会

## 5. 議事概要

### (1) 報告書（案）に関する議論

事務局から、資料に沿って説明がなされた後、議論が行われた。主なコメントは以下のとおり。

#### （「4. 返納事由の拡大」について）

- ・ 4(2)②の「なお、」以下の一文で、「制度として整合しない」とあるが、「現行の懲戒制度上は懲戒免職処分とすることができない」とすると懲戒制度の方を直すべきであるとの趣旨に読めてしまうので、「現行の」を落とすべき。
- ・ 4(3)③の返納命令を行いうる期間を退職の日から限定することについて、前回会合では、返還請求の時効という意味では退職手当が支給された日から限定すべきとの意見があったが、この場合は民法的な時効ではなく、行政庁が返納命令を行いうる期間ということで、退職の日からでいいと思う。

#### （「5. 遺族への支給制限制度及び相続人からの返納制度の創設」について）

- ・ 5(1)①について、「現行の退職手当制度では死亡退職の場合には支給制限されず、退職後に本人が死亡した場合に相続人から返納させることはしていない」と簡単に記述しているが、刑の確定に先立って死亡した場合について述べていることが分かるように、「在職中に非違行為があっても」を付け加えてはどうか。
- ・ 5(3)②の「ただし」以下の文章中、「返納命令の対象は…返納処分の手続きが相続放棄の選択が可能な期間内に開始されている場合に限定する」という部分について、返納の手続きが開始されているかどうかを返納の要件としており自己矛盾しているように読めてしまう。「相続放棄の選択が可能な期間内に返納の手続きを開始しなければならない」とするなど、書き方を工夫すべき。
- ・ 5(3)②の「このほか」以下の一文について、返納の対象となる非違行為を公務に対する国民の信頼を著しく損ねるようなものに限定することを記述しているが、この限定は行為の態様による限定なので、要件について述べた②ではなく、運用における考慮要素として③で記述すべきではないか。
- ・ 新しい返納制度のなかでどのように位置づけるかの問題だが、要件で限定したうえで、公務に対する国民の信頼を著しく損ねるようなものについては、一部支給制限・返納とするのか考慮すべきものと思うので、③に入れるべき。
- ・ 公務に対する国民の信頼を著しく損ねるようなものに限定することは、家庭の経

済状況等の考慮要素とは性質が異なるのではないか。

- ・ 公務に対する国民の信頼を著しく損ねるようなものに限定することは、制度運用の前提となる大原則なので、単なる考慮要素とは異なるのではないか。
- ・ 新しい返納制度の組み方にかかわることだが、まず、懲戒免職処分相当の行為はすべて俎上に載せた上で、非違行為の態様や家庭の経済状況等を考慮するという制度とすべきではないか。要件を厳格にしまうと、要件に該当するかどうかあいまいなケースが出てきた場合に対応できないという問題が生じる。
- ・ これまでの議論では、相続人からの返納を制度化するとしても限定する方向になっていたと思うが、要件を限定しないまま考慮要素で切るとすると、その議論と合致しない。そもそも、公務員法制をどのようにとらえるかと関係するが、民間では相続人からの返納制度がない中で、なぜ公務員の場合は相続人からの返納を制度化するのかという問いに対する答えとして、公務員は、全体の奉仕者であり、民間人とは異なり特別の権限が与えられている場合もあるので、国民がけしからんと考えるようなものについては返納させるべきであるとの考え方を示し、相続人からの返納はそのような場合に限定することが必要なのではないか。
- ・ 国民の信頼を著しく損ねるようなものに限定することは、5(3)②で示された期間の限定にさらに絞りかけるものなのか、それとも、要件として期間の限定と並列の限定であって、期間の限定の要件には該当しないとしても国民の信頼を著しく損ねるといふ要件に該当すれば返納させるというものなのかで結論が異なってくるのではないか。
- ・ さらに絞りかけることは、国民の目線からみると批判があるのではないか。
- ・ 個人的には、期間の限定と行為の重大さによる限定は並列の要件だと思うが、検討会としてまとまった結論も出てないのであれば、検討会としては、選択肢を提示するという趣旨で、今の案のままでよいのではないか。
- ・ 「7. 支給制限・返納処分の手続」に出てくるが、懲戒免職相当の非違行為があったと判断した場合に第三者機関に諮問することとしていることからすると、国民の信頼を著しく損ねるようなものという要件に該当しないものは第三者機関を経ないことになってしまうのではないか。
- ・ 不確定概念を使っているので、要件の認定に間違いがないかどうか第三者機関を経ることとする書きぶりとなっている。
- ・ 立法するにあたって幅を持たせることができるよう、国民の信頼を著しく損ねる非違行為かどうかの限定については、要件ではなく、運用上の考慮要素とすべきである意見もあったことを5(3)③にも書いておくことにしてはどうか。
- ・ 5(4)について、「相続人の自主的な判断に任せる」という文言は、日本では社会的圧力により自主的な判断が結果的にできない場合もあると考えられるので削除し、「自主的な返納を可能とするにとどめるべきである」だけにすべきではないか。

#### (「6. 一部支給制限制度の創設」について)

- ・ 6(1)③について、一部支給制限の場合に支給する上限を50%とするという具体的な議論はなかったが、一部支給制限を行うとしつつ実際は全額に近い割合で支給されるようなことがあっては国民の目線から見てもおかしいので、何らかの上限を設ける必要がある。
- ・ 上限を設けることには賛成。書きぶりとして、今の案では支給額の限度が50%以下なのか、支給制限の限度が50%までとするのかわかりにくいので書きぶりを工夫する必要がある。
- ・ 報告書の中で具体的な数字を載せると独り歩きする可能性があるので、「一定割

合を上限として支給する」とすることでいいのではないか。

(「7. 支給制限・返納処分の手続」について)

- ・ 7(2)②について、先ほどの5. の議論で出たとおり、懲戒免職相当の非違行為があったと判断した場合はすべて第三者機関を経ることとするような書きぶりになっている。

(2) 議論を踏まえ再修正した報告書(案)に関する議論

休憩後、議論を踏まえ再修正した報告書(案)について、事務局より説明がなされた後、議論が行われた。主なコメントは以下のとおり。

- ・ 5(3)③に追加した国民の信頼を著しく損ねる非違行為について、②の「例えば」以下の文章に合わせてはどうか。
- ・ 6(1)③の一部支給制限の場合に支給の上限を設けることについて、「その一定割合を上限として一部を支給することが可能」としてはどうか。

(3) その他

- ・ 次回は、平成20年6月4日(水)に開催することとなった。
- ・ 次回の会議冒頭に、今回の報告書案からの修正点箇所を確認後、大臣に報告書を手交することとなった。

以上

なお、以上の内容は、総務省人事・恩給局の責任において作成した速報版であり、事後修正の可能性がある。